

国連気候変動枠組条約 第16回補助機関会合 参加報告書

2002年6月5日 - 14日
ドイツ・ボン/ホテル・マリティム

財団法人 地球産業文化研究所

- - 目次 - -

1 IPCC について.....	1
2 CDM について.....	2
3 議定書 5、7、8 条関連事項決定について.....	4
4 サイドイベント報告 Part-1.....	11
5 サイドイベント報告 Part-2.....	26
6 サイドイベント報告 Part-3.....	28

1 IPCC について

地球環境対策部
蛭田 伊吹

IPCC の第 3 次評価報告書(TAR)の活用方法は、SBSTA16 の中でも非常に合意に達するのが困難だった議題の一つである。初日の総会では 4 月に就任したパチャウリ議長より、TAR に関するワークショップ、及び第 4 次評価報告書の作成作業に関する報告があった。ワークショップでは、TAR に含まれている情報を十分に活用した、SBSTA が扱うに相応しいトピックとは何かを模索し、科学的不確実性の低減、研究と観測への資金援助、影響と適応のコスト分析、技術開発への投資、措置の持続可能な発展への効果などが挙げられた。第 4 次評価報告書は、2003 年から作業を始め、2007 年 3 月頃までに WG I の報告書を、同年中旬頃までに WG II と III の報告書を完成させること、また、統合報告書を作成する場合には、2007 年末を予定していることを発表した。報告書の様式としては、今までの評価報告書よりも短く、焦点も絞り、更に地域的影響や適応について新しく分かった情報も取り入れることとした。その他、地学的炭素貯蔵技術や気候変動と水に関する報告書などの作成も進められていることが報告された。各国からは、TAR を広く知らしめること、特に途上国からの専門家の参加を増やすこと、科学的な不確実性（危険な人為的干渉レベル）の更なる研究といったことの重要性と必要性を主張した意見が多かった。特にノルウェーは、2012 年以降の排出目標を更に厳しくする検討を始めることを主張し、中国やサウジアラビアは、歴史的累積排出量を含む先進国の責任や平等性に関する TAR の研究を不十分であると指摘した。

総会では以上のような意見交換が行われたが、その議論を更に深め、TAR を SBSTA としてどう取り扱っていくのかについて結論案をまとめる為にコンタクト・グループが設置された辺りから、途上国と先進国によるバトルが繰り広げられ始めた。主な論点としては、中国やブラジルが 2012 年以降コミットメントを負いたくない為、G77+China という立場から、「緩和」という言葉が結論案や決議案入ることに反抗したことが一つ挙げられる。結局その言葉が記載されることになると今度は「影響」に関する更なる研究や「適応」の重要性等についても文書の中で強調するように主張した。また中国等が「不確実性」に着目するのに対し、EU はもっと明らかになったこと(robust findings)についても着目するように呼び掛けた点も興味深い。更にロシアは、前々から議題に挙げている気候変動システムに影響を与える GHG 濃度についての更なる研究の必要性について結論案に記載することを主張した。結局結論案は、1)TAR を常にアジェンダに上る議題の参考資料として活用すること、2)TAR で検討された研究と観測、気候変動の影響と適応、脆弱性、緩和などについて SBSTA でも検討すること、3)SBSTA17 にて事務局が専門家に意見交換の場を提供すること、及び、Q&A イベントを開催すること、4)各締約国は 8 月 20 日までに研究の優先順位に関する意見を提出し、2003 年 1 月 31 日までに結論案等についての意見を提出すること、そして、5)COP9 での決議案採択を目標に SBSTA18 から更に協議を進めていくことで合意された (FCCC/SBSTA/2002/CRP.3/Rev.1)。

殆どの国の意見を取り入れ内容が大分薄まってしまったこの結論案は、最終日に総会にて SBSTA で採択された。しかし、サウジアラビアは自分達の意見がコンタクト・グループの議長に軽視されたとして交渉プロセスの不公平性に言及し、また、ニュージーランドは結論案の弱さを悔いと発言をしたことなど、各国の思いはそれぞれであり、今後第 2 約束期間を含む長期目標に関する話し合いは更に難しいものになっていくことが予想される。

以上

2 CDM について

地球環境対策部
蛭田 伊吹

CDM プロジェクトは、まだ全ての手続きが明確に決定されたわけではなく、また SB16 開催期間中に CDM 理事会の第 4 回会合が行われたこともあり注目度が高かった。SBSTA16 では、CDM プロジェクトとして認められることとなった植林・再植林のプロジェクトの扱いについて協議され、CDM 理事会第 4 回会合（6 月 9 - 10 日）では、運営組織（OE）の認定手続き、認定パネル、小規模 CDM プロジェクトの簡素化された手続きなどが議論された。

LULUCF について：議定書 12 条の下における植林と再植林活動の定義と方法

SBSTA16 では、第 1 約束期間における CDM プロジェクトに植林・再植林活動を含める為の定義と方法の委任事項とアジェンダを完成させた。この委任条項には、非持続性、追加性、リーケージ、不確実性、生物多様性やエコシステムなど社会経済・環境への影響などを考慮した上で定義や方法を決定すること、COP9 までに定義と方法を含むドラフト決議案を完成させること、こういった資料を利用するべきかなどが定められ、アジェンダには、COP9 までのスケジュールが記載された（FCCC/SBSTA/2002/L.8 参照）。主な意見として、EU は、シンクから得られる CERs をその他の CDM プロジェクトから得られる CERs と分けて認識できるような方法が必要だと指摘し、日本やカナダは、こういったプロジェクトを実施するにあたってホスト国の状況や自然・社会状況を考慮することの必要性を述べた。ウガンダとノルウェーはアグロフォレストリーを含めることを主張した。また、G77 + China は AIJ と絡めて、アフリカにおける AIJ プロジェクトが少ない為に十分な経験が積めないことを指摘し、CDM においても影響が出る可能性があることを述べた。

コンタクト・グループでは、森林・植林・再植林の定義についても議論され、G77 + China は、それらの定義を Decision11/CP.7 内の Draft Decision-/CMP.1 附属書にある定義と同様にし、また「追加性」「リーケージ」「不確実性」関連の定義については、同 Decision の中にある定義を改訂し、その他の用語（例；「非持続性」）に関しては新しく定義付けすることを提案した。それに対しカナダは、再植林の定義を変更して「再植林活動は、1989 年 12 月 31 日の時点で森林地を含んでいなかった土地での再植林に限定される」という条文を「... 1999 年 12 月 31 日の時点...」に変更し、森林の規模に関しては非附属書 I 国が決定することを提案した。1999 年に変更することにより、対象となる土地が増加することでプロジェクトの可能性が広がることをカナダは主張し、日本も途上国におけるデータの不備などを考慮するとカナダ案は妥当だとし、賛成した。しかし、妥協点は見つからず、また今回の会合で決定しなくてはならないという制約もないことから、結論案には、定義に関する協議が「始められた」とのみ記載されるに留まり、次回引き続き協議を続けることとなった。

第 4 回 CDM 理事会会合について

SB16 の期間内に行われた第 4 回会合では、OE の認定プロセスや、小規模 CDM（SSC）プロジェクトの簡略手続きプロセス、また、ベースラインとモニタリングの方法に関するガイドラインについて協議された。

OE の認定プロセスに関しては、認定手順の改訂版と申込書について検討されたが、立会検査と認定範囲について意見がまとまらず、次回会合にて決定することとなった。その間、メンバーは 6 月 25 日までに更に改訂したプロセスに関して意見を提出する必要がある。また、認定パネル（CDM - AP）の副議長には、Pluzhnikov 氏が就任したが、その他メンバー

はアフリカ、東欧、ラテンアメリカからの候補者がまだいないことから、6月25日まで引き続き募集し、次回会合で選出することになった。更に、APメンバーとATメンバーには渡航や評価作業にかかる費用がUN規則に従って支払われることとなり、OE応募者からは、US\$15,000を応募料(返還なし)として徴収することが決定された。

SSCプロジェクトに関しては、SSCパネルによる手続きのドラフトが報告されたが、次回会合にて更に議論を進めることで合意された。

ベースラインとモニタリングの方法に関するガイドラインについては、Methパネルメンバーが全員選出された他、委任条項の拡張と作業期間の延長が決定された。また、新しい方法に関する案が提出された場合、Methパネルは専門家によるサポートの下その有効性を、新提案を受け取ってから1ヶ月のうちに文書審査し、理事会に報告することを義務付けられた。更に、CDM理事会にプロジェクト活動を登録する際には登録料を徴収することで合意したが、具体的な金額、及び徴収方法については事務局が次回提案すること、また、プロジェクト計画書(CDM-PDD)の様式については、次回理事会会合にてMethパネルがまとめたものを検討することとなった。

その他、CDM登録簿を作成する必要性が留意され、また理事会運営規則の改訂案について次回協議すること、第6回会合がWSSD期間とかち合うことから日程をずらすことなどが話し合われた。次回の第5回会合は7月31日~8月1日にドイツのボンで行われる予定である。

以上

3 議定書 5、7、8 条¹ 関連事項決定について

地球環境対策部
高橋 浩之

3.1 SB16 における 5、7、8 条関連のアジェンダ

他の決議と首尾一貫性を保つために COP7 では議定書 5、7、8 条のガイドラインの一部が完成されなかったため、今回の補助機関会合 (SB) での「科学的と技術的助言のための第 16 回補助機関会合 (SBSTA16)」にて残された部分について検討することになった。以下に今回の SBSTA16 における 5、7、8 条関連のアジェンダを概説する。

□ 5 条 2 項の下でのグッドプラクティスガイダンスと調整

- COP7 決定 (決定 21/CP. 7², para-2) に基づき SBSTA16 に先立つ 4 月 3-5 日にギリシャのアテネでワークショップ (WS) が開催された。この WS の目的は、5 条 2 項における調整手法の技術ガイダンスのドラフトを推敲することであった (報告書 FCCC/SBSTA/2002/INF.5)。COP は本件を COP/MoP-1 の採択の為に COP9 までに決定するために、SBSTA に対してこの技術ガイダンスを完成するように求めている。SBSTA16 では上記 WS の報告書に留意し、各国が調整作業に必要なガイダンスを提示するとともに次回の WS の展望についても議論する。

□ 7 条 (情報の送付)、8 条 (情報のレビュー)

- COP7 決定 (決定 22/CP. 7, para-3) に基づき、保留となっている 7 条 1 項に基づいて提出される割当量に関する情報 / 7 条 2 項に基づいて提出される登録簿に関する情報の部分³をさらに練り上げる。また、COP7 決定 (決定 23/CP. 7, para-13) に基づき、保留になっている 7 条に基づいて提出される割当量に関する情報 / 登録簿に関する情報の 8 条に基づくレビューの手順に関する部分⁴をさらに練り上げる。事務局により草案 (FCCC/SBSTA/2002/INF.3) が作成されている。(COP8 に送付し COP/MoP-1 で採択する)
- COP7 決定 (決定 23/CP. 7, para-13) に基づき、同決定 para-10 で必要とされたメカニズム使用資格を停止された締約国に対する迅速な資格回復の手順、タイミング、報告を練り上げる。この事項に対する締約国の意見 (FCCC/SBSTA/2002/MISC.8) が用意されている。(COP8 に送付し COP/MoP-1 で採択する)
- COP7 決定 (決定 22/CP. 7 para-4) で、附属書 1 締約国が 2006 年 1 月 1 日までに提出することになった 3 条 2 項に基づく実証可能な進展についての情報の提出方

¹ 議定書 5、7、8 条の内容については章末を参照のこと。

² COP7 決定文書の原文・和訳は、GISPRI ホームページ <http://www.gispri.or.jp/kankyo/unfccc/COP7020121.html> を参照のこと。

³ この部分は、決定 22/CP. 7 の Appendix となっている。その他の部分は決定草案 (Draft decision) の Annex として記載されている。その内容は以下の通り。7 条 1 項に基づき提出する情報 (適用、概略的アプローチ、目的、GHG 目録情報、5 条 1 項国家制度、国家登録簿における変更、3 条 14 項悪影響の最小化)、7 条 2 項に基づき提出する情報 (適用、概略的アプローチ、目的、メカニズムの補完性、政策および措置、国内・地域プログラム / 立法的措置と執行・管理手順、議定書 10 条に基づく温暖化緩和対策など、資金源)

⁴ この部分は、決定 23/CP. 7 の Appendix となっている (3 部; 割当量レビュー、5 部; 国家登録簿レビュー、1 部の part-D; メカニズム資格回復手続)。その他の部分は決定草案 (Draft decision) の Annex として記載されている。その内容は、1 部; レビューに対する全般的アプローチ、2 部; 年次目録レビュー、4 部; 国家制度レビュー、6 部; 3 条 14 項レビュー、7 部; 議定書の約束に関する国別報告書などのレビュー。

法について検討する。(COP8で採択される)

- COP7 決定(決定 23/CP.7 para-8)により事務局が作成した他の国際条約機関/組織における秘匿情報取扱の報告を検討する。報告書は FCCC/TP/2002/2。

□ **7条4項に基づく登録簿の技術基準**

- COP 決定(決定 17/CP.7)に基づき、国家登録簿・CDM 登録簿・取引ログ間の確実で透明性が高く効率的なデータ交換のための技術基準の構築をする(COP8に送付され COP/MoP-1で採択される)。また、事務局は取引ログを構築する(遅くとも COP/MoP-2で採択される)。
- SBSTA 議長は事務局の支援を受けて、SBSTA16/17で検討する技術基準草案を作成するためおよび締約国・事務局間の情報交換の為に、締約国と専門家によるインターセッショナル・コンサルテーションを開催する。(SBに先立ち2002年6月2日-3日にボンで開催された。報告書は FCCC/SBSTA/2002/INF.2。)

3.2 交渉概要

コンタクト・グループは期間中3回の会合を開催し、6月12日にすべての作業を終了、13日のSBSTAのプレナリーで決定文書(FCCC/SBSTA/2002/L.6, および L.6/Add.1)が採択された。

□ **グッドプラクティスガイダンスと議定書5.2条における「調整」について**

- アテネで行われたワークショップについて「調整」を例外として扱い、手続きは簡易なものにするべきである、という参加者たちの意見が報告された。実際のインベントリデータを利用した「調整」を評価する第2回目のワークショップを2003年上旬に行うべきだという意見も出された。「調整」についての議論は、ニュージーランドと南アフリカの共同議長によるコンタクト・グループで続けることとなった。
- コンタクト・グループは協議の結果、今回のワークショップに結果に基づいて方法論に関する「技術ガイダンス草案」をさらに検討し、「調整」の計算シミュレーションのケーススタディーを実施した結果を2003年4月に開催されるワークショップで協議することに合意した。方法論に関する「技術ガイダンス草案」についてはSBSTA18で決定し、COP9で検討するという従来の決定を再確認した。

□ **議定書7条で求められている情報の準備、及び8条で求められているレビューのガイドラインについて**

- COP7の決定において保留になっていた7条1項および7条2項に基づく補足情報の報告、8条に基づく各ユニットおよび登録簿に関するレビューおよびメカニズム使用資格回復手続方法のガイドラインについて検討した。
- メカニズム利用資格回復に関するレビュー方法に対し、EUは、通常のレビュープロセスと報告方法、また遵守手続きと一致させなければならないとコメントした。この議題に対してより議論を深め、結論案とCOP8の決議となりうる案を作成するために同じコンタクト・グループの下で検討されることとなった。最終的にはレビュー期間の延長を求める途上国の提案もあり、タイミングの問題にいくつかのオプションが括弧つきの残された附属書を含むCOP8決定書草案が12日のコンタクト・グループで合意され、SBSTA17およびCOP8で協議されることになった。

- その他の 7 条 8 条ガイドライン保留部分については、12 日のコンタクト・グループにおいて、ブラジルから COP9 で決定される CDM シンクの定義など考慮するという文章を挿入すべきという提案に対して、日本、豪州、カナダ、NZ が懸念を表明し議論が一時中断した。各国は会議室の外で長時間の協議を行い、最終的に「CDM シンクの定義に関する作業に留意し、COP9 で決定される予定の内容が COP8 で決定される予定の 7 条 8 条ガイドラインに影響がある場合は考慮することに合意した」というパラグラフを挿入することで妥協した。締約国は 2002 年 8 月 1 日までにガイドラインの保留箇所について意見を提出し SBSTA17 でさらに協議が続けられる。

□ **議定書 7 条 4 項における登録簿の技術基準に関して**

- ニュージーランドの Murray Ward 氏が 6/2-3 に行われたコンサルテーション（締約国および各機関から 60 名が参加）について、現状では多くの国の登録簿はまだ作成し始めたばかりであるが、データ交換がスムーズに出来るような登録簿を 2005 年までに作成することや、登録簿の技術基準をデータ交換に関連する分野に適用させるべきであることなどが報告された。今回のワークショップでは、登録簿に関するテクニカル・ペーパー（FCCC/TP/2002/3）が配布され、各国の登録簿作成状況に関する情報交換の実施された。
- 6 月 13 日の SBSTA プレナリーにおいて Murray Ward 氏は、最終的にはワークショップの結果（FCCC/SBSTA/2002/INF.2）に留意し、この文書に対する関係者の意見を集約した文書を、SBSTA17 での技術基準に関するさらなる協議のために事務局が用意することで合意したことを報告した。
- 6 月 13 日付でインフォーマルペーパーが配布された。このペーパーに基づいて、締約国は 2002 年 8 月 16 日までに事務局に意見を提出することを求められる。この結果および専門家の支援を受けて事務局が作業ペーパーを作成し、SBSTA17 前に改めてコンサルテーションが開催される予定である。

□ **実証可能な進展の報告に関して**

- 議定書において先進国に求められている 2005 年までの実証可能な進展についての報告については、途上国は実証可能な進展の報告・評価の方法を厳格にするように求める一方、先進国側は議定書 3 条 2 項に記載されている内容で十分であるとして、このために特別の報告様式やレビュー手続を設けることはするべきではないと主張した。
- 最終的には、この報告は条約の国別報告のガイドラインおよび 7 条ガイドラインに従って実施され、COP7 での政策と措置に関する決定文書 13/CP.7 に即したあらゆる妥当な貢献を含めること、報告は第 4 回国別報告に矛盾がないものであること提出された報告は事務局によって編集され 2006 年の最初の SBI で検討されることに最終的に合意した。この文書は決定草案（FCCC/SBSTA/2002/L.6/Add.1）として COP8 で協議される。

3.3 決定事項

（FCCC/SBSTA/2002/L.6 および Add.1 として、2002 年 6 月 13 日 SBSTA プレナリーで採択）

□ **3 条 2 項；実証可能な進展**

- para-1: 議定書 3 条 2 項の下での実証可能な進展の情報を提出・評価方法に関する決定草案 (FCCC/SBSTA/2002/L.6/Add.1) を COP8 に送る。
- 決定書草案 (概要)
 - 附属書 1 締約国は、2006 年 1 月 1 日までに「2005 年までの実証可能な進展」についての報告書を提出する。
 - 報告書に含まれるのは、国内措置および国内遵守と施行のプログラムの説明 GHG の傾向と予測 約束達成に向けて GHG の傾向・予測と国内措置の整合性 10 条、11 条の約束のための活動など。
 - 締約国は条約に基づく国別報告書の報告ガイドライン、議定書 7 条の情報準備のガイドラインに従って報告書を準備する。
 - 報告書は上記の 4 つの項目ごとに章立てされ、第 4 回国別報告書 (2004 年 11 月から 2006 年 11 月の間に提出予定) と矛盾がないこと。
 - この報告書は、提出後最初の COP/MoP において SBI (実施のための補助機関) が議定書 3 条 2 項に基づく「2005 年までの実証可能な進展」のレビューのために使用すること。
- **メカニズム使用資格回復のレビューの迅速な手順**
 - para-2: 今回合意できなかった「タイミング」の問題について SBSTA17 で完成させ、COP8 で決定する。
 - 決定書草案 (概要)
 - メカニズム資格回復手続のための情報は、資格停止となった時の情報に追加すること。
 - 事務局は定期レビューの時期を考慮しつつ、メカニズム資格回復手続のために ERT を召集する。
 - メカニズム資格回復手続をレビューする ERT は、資格停止を指示した ERT とは別のもので構成すること。
 - 机上レビュー、あるいは訪問レビューを実施すること。
 - レビューの対象は、問題点がどのように検討され、解決されたか あるいは、目録の調整が IPCC ガイドラインに従って行われているか。
 - レビューの手順・タイミングは以下の通り。[() 内は提案]
 - 締約国が回復手続に必要な情報の提出の意思表示をしてから X1 週以内 (X1 = 4-6 週間) に事務局に情報を提出。
 - 情報の提出を受けてから事務局は X2 週以内に、ERT 召集などの適切な準備を行う。(X2 = 2 週間)
 - ERT は情報を受け取ってから X2 + Y1 週間以内に報告書案を作成。(Y1 = 2-4 週間)
 - 締約国は報告書案へのコメントの期間を Y2 週間あたえられる。(Y2 = 2-4 週間)
 - ERT は締約国のコメントを受領してから Y3 週以内に最終報告書を作成する。(Y3 = 2-4 週間)
 - 上記のタイミングは「最大」であり、締約国と ERT は可能な限り迅速に処理を進める。締約国の了解が得られれば ERT は Z1 週だけ作業を延期できる (Z1 = 4 週間)
 - 報告書には、メカニズムを使用する上での問題点があるかないかが明記される。
 - **7 条、8 条ガイドラインの保留部分について**

- para-3 : 割当量および国家登録簿の情報の報告・レビューに関する 7 条、8 条の保留部分のガイドラインに関する文書 (FCCC/SBSTA/2002/INF.3) を SBSTA17 でさらに継続して議論し、COP8 で決定する。
- para-5 : 締約国は 2002 年 8 月 1 日までに上記保留部分に関しての意見を提出する。
- **CDM 吸収源活動 (植林 / 再植林)**
 - para-4 : COP7 決定 (決定 17/CP.7 para-10(b))⁵ に留意し、CDM 吸収源活動に関する COP9 での決定の内容を必要に応じて 7 条、8 条ガイドラインに対して考慮すること。
- **5 条 2 項**
 - para-6 : SBSTA は議定書 5 条 2 項に下での調整に関する第一回 WS の報告書を留意する。この報告書の附属書には、5 条 2 項の下での調整のための方法に関する技術ガイダンス草案が含まれている。
 - para-7 : SBSTA は上記 WS の成果にあきらかな進展を認め、事務局に SBSTA17 での検討の為に、報告書にある技術ガイダンス草案を用いた調整計算シミュレーションのケーススタディー構築提案を取り上げることがを求め、この結果は 2003 年 2 月 15 日までに締約国に通知される。
 - para-8 : 締約国は上記のケーススタディーの結果を念頭において、技術ガイダンス草案についての意見を 2003 年 3 月 15 日までに提出する。
 - para-9 : 締約国は、第一回の WS の提案を念頭において 5 条 2 項の下での調整の方法に関する作業を進めるとともに、2003 年 3 月 15 日までにこの作業の成果を他の締約国および事務局と共有する。
 - para-10 : COP7 決定に従って、事務局は 2003 年 4 月に第二回 WS を開催する。WS は、締約国の意見を念頭にいて上で、上記ケーススタディーの結果を評価し、技術ガイダンス草案の改善することが目的。
 - para-11 : COP7 決定に従って、SBSTA18 で 5 条 2 項の下での調整の方法の技術 1 ガイダンスを完了すること、COP9 の検討の為に送付することを決定。
- **秘匿情報の取扱**
 - para-12 : 国際条約機関および組織における秘匿情報の扱いに関する事務局作成のテクニカル・ペーパー (FCCC/TP/2002/2) に留意する。
- **専門家レビューチーム (ERT)**
 - para-13 : COP7 決定 (決定 23/CP.7) に従って、締約国は関連する訓練の特性について、訓練の 2 次評価、専門家が議定書 8 条の下での ERT に参加するために必要な資格を保証するためのほかの方法についての見解を 2002 年 8 月 1 日までに提出すること。これらの見解は SBSTA17 で検討される。
- **登録簿**
 - para-14 : SBSTA は登録簿におけるインターセッション・コンサルテーションの報告書 (FCCC/SBSTA/2002/INF.2) に留意する。この報告書には、国家登録簿・CDM 登録簿・取引ログに関する技術基準の作業の継続方法が含まれている。SBSTA の議長は技術基準についてのペーパーを用意し、締約国はこれに対してコメントする。このコメントと技術専門家の支援により、SBSTA17 での協議に先立ち行うインターセッション・コンサルテーション用のペーパーを用意する。

⁵ 第一約束期間における CDM 吸収源活動である植林 / 再植林について定義および様式を、非持続性・追加性・リーケージ・不確実性・社会経済的 / 環境的影響などを考慮した上で COP9、COP/MoP-1 で採択するために SBSTA に検討することを要求した決定。

- 6月13日付の informal paper の内容
 - COP8 ではまずデータ交換の確実性、透明性、効率性に関する登録簿のパフォーマンスを重視し技術基準を決定し、COP8 以降にさらに継続して検討を重ねる
 - COP8 で採択される技術基準にそって、ERT のレビュー方法についてもさらに練り上げる必要がある。
 - 第一約束期間における CDM シンク活動など他のエリアの作業を考慮する必要がある。
 - 締約国は 2002 年 8 月 16 日までに、以下の部分に着目した意見を事務局に提出。
 - 専門家の支援によって作られた附属書に記載された COP8 決定のために十分な考えられる技術基準の技術的評価。
 - COP8 決定に関する技術基準のエリアで COP8 以降にさらに技術的な特定化が必要なもの。
 - COP8 以降に継続する作業のためのあらゆるプロセスの視点。
 - SBSTA17 に先立つ次のコンサルテーションで考えられる議題。
 - 附属書 (概要)
 - 国家登録簿、CDM 登録簿、取引ログ間のデータ交換に必要な要素。決定 19/CP.7 で決定されたデータ要素について、桁数や表示方法についての提案。
 - データ交換の際に必要なとされるセキュリティーレベル。
 - 登録簿および取引ログへ一般の人がアクセスするためのデータ要素。
- 以上

【議定書条文解説】

- 3 条 2 項 (実証可能な進展)
 - 附属書 締約国は、2005 年までに議定書に基づく約束達成にあたって明らかな進捗を実現していなければならない。(…shall have made demonstrable progress…)
- 5 条 (調整)
 - 1 項；附属書 1 締約国に対して温室効果ガス (GHG) の排出量および除去量 (吸収量) の推計方法のための国内制度 (National System) の整備を義務付けている。COP/MoP はこの推計方法のためのガイドラインを決定することになっている。
 - 2 項；この推計方法が IPCC の承認した方法、および COP3 合意した方法によらない場合は、COP/MoP-1 決定に従って「調整 (adjustment)」が必要としている。
 - 3 項；各温室効果ガスの地球温暖化係数 (GWP) の決定方法などについて。
- 7 条 (情報の報告)
 - 1 項；附属書 1 締約国は、COP の決定に基づいて提出する GHG 排出量および除去量 (吸収量) に関する目録 (inventory) に議定書 3 条の約束を確保するために必要な補足的な情報を含めなければならない。
 - 2 項；附属書 1 締約国は、条約 12 条に基づいて提出する自国の情報 (National Communication) に議定書 3 条の約束 (GHG 排出量削減目標) の遵守を明らかにするために必要な補足的な情報を含めなければならない。
 - 3 項；附属書 1 締約国は、自国に対して議定書が効力を生じた後、約束期間の最初の年に対して求められる最初の目録 (inventory) に 1 項の情報を含める。附属書 1 締約国は、自国に対して

議定書が効力を生じた後、および4項の規程に定める指針が採択された後、約束期間の最初に提出する自国の情報(National Communication)に2項の情報を含める。

- 4項;上記1、2項に基づいて附属書1締約国が提出する情報を規定している。COP/MoP-1に対して提出する情報の準備のための指針を採択すること、そして、第一約束期間前に割当量の計算方法を確立することを求めている。

□ 8条(情報のレビュー)

- 1項;7条に基づいて附属書1締約国が提出する情報は、COPの決定および8条4項で決定される指針に従って専門家レビューチーム(ERT; expert review team)がレビューする。7条1項の情報は、排出の目録(inventory)/割当量の毎年の編集および計算の一部として、7条2項の情報は情報の送付(communications)の一部としてレビューされる。
- 2項;ERTはCOPまたは政府間機関が指名するものの中から選ばれる。
- 3項;ERTによるレビューの評価報告はCOP/MoPに提出され、すべての締約国に送付される。報告における疑義(question)は、COP/MoPでさらにレビューされる。
- 4項;ERTによるレビューガイダンスを、COP/MoP-1で採択しその後定期的にレビューする。
- 5項;COP/MoPはSBSTAの支援を受けつつ、7条に従って提出する情報、8条にしたがってERTが作る報告書 締約国による疑義 を検討(consider)する。
- 6項;COP/MoPは上記5項の検討に基づき、議定書の実施のために必要な事項を決定する。

4 サイドイベント報告 Part-1

地球環境対策部

伊藤 麻紀子

今回の補助機関会合では、UNFCCC主催のイベントに加え、IETA (International Emission Trading Association) が京都メカニズムに関するイベントを何件か開催していた。ただし「Financial Accounting of GHG Emissions」というテーマのイベントが「企業向けでありあまり人が集まらない」との予想からキャンセルされていることから伺えるように、イベントはあくまでも交渉担当者へのアピールを念頭においている。

主に京都メカニズム関連のイベントを中心に傍聴したが、全体としては、やや一般論的な印象をうけた。ただし、たとえばGHGプロトコルのイベントについては、補助機関会合と平行して別会場で開催されていたワークショップでより具体的な議論がなされていたとのことであり、したがってこれは他のイベントにも言えることであるが、サイドイベントでは時間の関係もあり総じて概論的部分のみの紹介となっているのではと思われる。

サイドイベント Part1 報告分

開催日	タイトル	主催
6月10日	Convergence of GHG Regimes and Linking Trading Schemes	IETA
6月10日	Carbon Contracts Cornerstones	IETA
6月11日	CDM - British Petroleum solar project in Brazil	WBCSD BP UNDP
6月12日	GHG Protocol - Confronting the Challenges of Project Accounting	WBCSD WRI
6月12日	Establishing National Authorities for the CDM	IISD
6月12日	CDM and JI Projects: Monitoring Guidance and Electricity Baseline Recommendations	IEA OECD
6月13日	Standardizing Procedures for JI and CDM Baseline and Accounting	JIN

主 題 : Convergence of GHG Regimes and Linking Trading Schemes

主 催 : I E T A

日 時 : 6月10日(月)13:00~15:00

発表者 : Jonathan Pershing, IEA
Paul Fauteaux, Environment Canada
Mike Wriglesworth, bp
Neil Cohn, Natsource

【趣 旨】

- ・ 近い将来、京都議定書批准国によるキャップアンドトレードをベースとした排出量取引と、ベースラインアンドクレジットと自発的参加を基本とする米国企業による排出量取引の、2つの形の取引が出現することが予想される。この二つのマーケットをいかにワークブルなものとしていくか、という点についての発表。(本サイドイベントは、5月にモントリオールで行われたワークショップの報告をうけたもの。)
- ・ ポイントは「原単位目標と絶対値目標の、2つのスキーム間における取引」「議定書の枠内外での取引」「CDMの役割」「調整の必要性」

【発 表】Mike Wriglesworth, bp

- ・ 1998年、bpは2010年までに90年比マイナス10%の排出削減を決定(ベースラインは90MT CO₂)。2001年、目標達成(80.5MT CO₂)
- ・ この削減プロジェクトで学んだこと
 - 十分な削減のためにはジョイントベンチャーが効果的である。
 - 躍動的な市場が不可欠である
 - 遵守を奨励することが重要
 - 明快なルールが必要
- ・ 現 状
 - EUは取引スキームにおけるリーダーシップを取ろうとしている。
 - USは技術開発に注力。
 - 国際排出量取引はなかなか開始されない状況。
- ・ EC排出量取引提案の目的
 - EUのGHG排出量取引をコントロールする。
 - 国内対策に焦点を当てた、限定された取引スキーム
- ・ リンクされた市場が持つ(べき)特徴
 - 取引主体の、相互の認証が必要
 - 単一の価格
 - エネルギーの効率化、脱炭素社会への動き
 - ただし、Integrityはより政治的なものとなる可能性(排出削減が本来の目的ではなくなる)
- ・ 環境保護が真に進むようにするためには
 - アーリーアクションを進める
 - 目標を持つこと、取引、技術の必要性を認める
 - 目標や取引のリンケージにより、より長期的な技術開発を促進する。

【発表】 Paul Fauteaux, Environment Canada (カナダ交渉担当、カナダ提案発表者)

- ・ カナダとアメリカは貿易国として互いに最も重要なパートナーであり、たとえばカナダのGDPのうち37%は輸出によるものだが、その85%はアメリカに対するものである。
- ・ アメリカが京都議定書から抜けたのに対し、カナダは批准を前提としている。したがって、この二つのスキーム間に橋を渡すこと、両立させることが重要であると考えている。
- ・ 本日の要点は、「京都ユニット(議定書締約国によるクレジット)」と「非締約国ユニット(非締約国によるクレジット)」という二つの取引対象である。
- ・ 京都ルール下で、非議定書国企業による京都ユニット獲得を可能にするためには、京都議定書国がその国の排出量取引参加を認可することが必要であり、カナダが批准した場合はその準備がある。主な理由は以下のとおり。
 1. カナダに拠点を置く米国企業は、排出量取引に法的に参加可能である。
 2. カナダに拠点を置く他国企業のGHG排出削減活動を妨げることは非生産的である。
 3. 米国が削減コストを負担することを意味する。
- ・ 京都ユニットが、議定書国の非議定書企業に移転された場合、それをどう扱うかが問題となる：法的認証を与えるのか、遵守に使えるのか、ダブルカウントを避けるためにどうすべきか、等
- ・ カナダ政府は、非議定書国ユニットは京都システム下では使用できないとの見解。また、京都議定書やマラケシュアコードにおいて非議定書国ユニットを使えるよう、改定を求めるつもりも全くない。
- ・ しかし米国から近い将来、非議定書ユニットが生じる(ブッシュが企業に移転可能なクレジットを認めている)ことを考えると、これを使うための調整制度が必要となる。
- ・ ひとつのアプローチとしては、Clearinghouse Approachがある。これは、非議定書ユニットを京都ユニットに変換してから、京都のシステムに移転させるものである。(AAUは変わらない。)
- ・ しかしこのアプローチにもいくつかの現実的な問題がある。主な問題としては価格があり、等価なのか、あるいはどのような比率で変換すべきなのか、などが検討事項となる。
- ・ Clearinghouse Approachは短期的な解決法であり、より長期的視点での解決が望まれる。また、非議定書国ユニットにも、京都ユニットと同様の計測、レビュー等が必要となる。
- ・ 二つのユニットの両立を促進するためには、国際的な手続きと米国のそれとを一貫したものにすることが重要である。

【発表】 Jonathan Persing, IEA

- ・ 批准国と非批准国のマーケットを連結させるためには、議定書の改定が必要となる。
- ・ 両者間の移転の際には、認定機関によるAAUの認証が必要となるだろう。
- ・ また、CDMも両者間のクレジット移転につながる道具である。

【発表】 Neil Cohn, Natsource

- ・ 現在の市場は、教育(練習)のための取引参加が多い
- ・ ヨーロッパのプレ京都マーケットには、英国排出量取引、デンマークのキャップアンドトレードによる電力取引等があり、2002年には両者間の初のスワップ取引が行われて

いる。

- ・ 米国は、ブッシュによる気候変動政策の下、カナダ・日本・オーストラリアと気候変動に関して協力してあたるという同意を結んでいる。また、各州・地域においては自発的な GHG プログラムが行われつつある。
- ・ アメリカの原単位目標による削減は本当に有効なのか。取引のためには、原単位目標を量に換算する必要がある。
- ・ マーケットのリンクに関する問題については、市場による解決と政治的な解決とがある。(英国のような)ゲートウェイシステムも一考の余地がある。また CDM は共通のツールとなり得る。非議定書国マーケットと京都マーケット間を、Clearinghouse Approach でつなぐのも一案である。

【印象】

- ・ 非議定批准書国、すなわちアメリカのマーケットを非常に重視しており、いかにこのポテンシャルのある市場を議定書批准国のマーケットにつなぎ、相互に使えるようにするかについて、現在はプレーストリーミングの段階ではあるが、いくつかの案が検討・議論されていた。

以上

主 題 : Carbon Contracts Cornerstones

主 催 : I E T A

日 時 : 6月10日(月)18:00~20:00

発表者 : Charlotte Streck, PCF

Toby Campbell-Colquhoun, Shell

Lennard de Klerk, Senter

【発 表】Duncan Reid-Thomas, Baker & McKenzie

- ・ 京都議定書がまだ発効していない現在、プロジェクトベースの排出削減を含む取引について、決められたスキームは存在していない。また、市場もまだ流動性を持つには至っていない。そのような状況で、クレジットの移転に関して正しい書式に基づいて契約を結ぶことは非常に重要である。
- ・ I E T Aではワークショップをもち、炭素削減に関する契約のあり方について検討を行い、契約プロセスを簡素化することにより取引コストを軽減することをめざし、その標準化の叩き台を作成した。
- ・ たとえばCDMプロジェクトについて言えば、ホストカントリー側の問題としては、京都議定書を批准するか、サステナビリティディベロップメントに関して同意が得られているか、アディショナリティについて同意可能か、議定書の手続き上(認証やモニタリング等)の協力が得られるか、現地の法や規制などがある。
- ・ 現在、削減クレジットに関する契約については、C E Rについてまだ不透明な部分がある点(議定書が発効していない)ベースラインの定義や契約上の権利等が定められていないことなどが懸案事項となっている。契約に当たっては、これらのリスクに留意する必要がある。
- ・ クレジットの引渡しに伴うリスクとしては、期日や引渡しのメカニズム、被保証人の適性、モニタリングや認証の責任の所在、余分のC E Rが出た場合の対応、引渡しがなされなかった場合の措置等がある。
- ・ その他、取引されるクレジットが確かなものであるかの証明、価格と支払い、税や課徴金、信頼性、またアービトレーション(multi-jurisdictional-consider arbitration)も留意すべき事項としてあげることができる。

【発 表】Toby Campbell-Colquhoun, Shell

- ・ 英国やデンマークの排出量取引市場、アメリカのS O 2市場や再生可能エネルギー市場やC E R U P Tなど排出削減にかかわるマーケットが広がる中、Agentとして活動し、環境にかかわる市場において独占的ポジションを獲得することをめざしている。
- ・ 取引(契約)におけるポイントとしては、明確に定義されたコモディティであるかどうか(例:英国排出量取引の遵守ツール)、どこからどのようにして持ってきたクレジットか(クレジットの起源)、ベースラインの測定・検証・認証に関して unnecessary 条項がないか、スキーム間で調和した契約かどうか。
- ・ 契約に当たっては、条項のドラフトを吟味し、どんなタイプの契約か(V E Rかお遵守ツールか、など)を見極めることが重要である。

【発 表】Lennard de Klerk, Senter

- ・ オランダの気候政策について：6% = 40M トン/年、5年間で 200M トンを削減、うち半分を海外から購入。国内削減コストは CO2 トン当たり 150 ユーロ、京都メカニズムを使えば 10 ユーロ。アーリーアクションを取った理由は、市場を育成し、スタンダードを作ること、及びリスクをとる代わりに有利な価格を享受するため。
- ・ 現在 330 万トン CO2 を既に購入、3800 万トンが予定されている。(4 契約締結済み、他 32 プロジェクト予定。)
- ・ 購入手続き：(クレジットの) 供給業者選択の際は、クレジットの値段に加え、財務体制と将来のクレジット引渡しの確実性を重視。
- ・ 契約の仕組み：2 ページからなる契約に加え、委託事項、提案、全般的な条件等から成る。契約はオランダの法律による。
- ・ クレジット(排出削減)の引渡し：
 1. マラケシュアコードによれば ERU は締約国しか所有できないとなっているため(注：企業も所有できるという解釈もあり)JIについては、供給者は「検証された ERU の請求権 (claims on verified ERU)」を売る、という形を取る。よってオランダ政府はその請求権をホスト国に対して行使することになる。
 2. CDM については、供給業者は検証された CER を、CDM レジストリーを通じてオランダに引き渡す。
- ・ 支払い：JI については、50%先払い、残りは引渡し時に支払う。
- ・ リスク：政治的リスクは政府が負う(京都議定書の発効・批准にかかわるもの、CDM 理事会決定によりベースラインが変わった場合、等)。その他のリスクは企業が負う(排出削減が予定通りでない等)。
- ・ クレジットが引き渡せない場合：他からクレジットを持ってくるか、罰金を支払う。
- ・ 障害：ベースライン設定の複雑さ、検証手続きに時間がかかる点、認定された認証機関がまだない点、ホスト国の賛同を得るにあたっての困難、等。

【発表】Charlotte Streck, PCF

- ・ 現在、PCFでは計 145 百万ドルのファンドにより(政府は 10 百万ドル、企業は 5 百万ドル)、30 のプロジェクトを手がけている。これらのプロジェクトにより、高品質の排出削減、知識の獲得が可能となっている。
- ・ これらのプロジェクトが特筆すべきなのは、存在していないものを購入するためにデザインされたファンドである点である。
- ・ 手続きとしては、ホスト国から PCF に Letter of Project Endorsement (プロジェクトの保証)、プロジェクト実施企業と PCF の間で覚書の取り交わし、企業に対するホスト国の同意、PCF とホスト国間でクレジット購入の同意、という流れが基本となる。ただし、小規模プロジェクトや東欧におけるプロジェクトなど、異なる形式をとるケースもある。(ラトビアとの契約がサイト上で参照可能。)

【感想】

- ・ I E T A による、排出クレジット契約に関するワークショップでの検討結果 およびいくつかの事例紹介。ワークショップの検討内容については、具体的な方法というよりは、契約における考え方や留意すべき点の指摘に止まっていた印象を受けた。

主 題 : CDM - British Petroleum solar project in Brazil

主 催 : W B C S D、B P、U N D P

日 時 : 6月11日(火) 13:00~15:00

発表者 : Gylyan Meira, CDM EB Member (Brazil)

Giles Mackey, BP

Kristian Pajakaltio, PWC

【趣 旨】

- ・ CDMは「Learning by Doing」が重要であるとの認識から、ひとつの事例として、BPがブラジルで行ったソーラープロジェクトによる小規模CDMプロジェクトを紹介。始めにCDMエグゼクティブボードメンバー(ブラジル)よりCDMの重要性についての解説があった。

【発 表】Gylyan Meira, CDM EB Member (Brazil)

- ・ CDMエグゼクティブボードメンバーとして、手続きの複雑さ・取引コストの増大を避けて簡便でワークブルかつ信頼性の高い手法を早急に確立するつもりである。
- ・ 排出削減は(もしそのプロジェクトがなければ、という)仮説に基づくものであり、よってベースラインの納得性が重要である。
- ・ ブラジルはもうすぐ批准予定。
- ・ BPのプロジェクトのように、民間の参加がCDMにとって重要である。

【発 表】Giles Mackey, BP & Kristian Pajakaltio, PWC

- ・ 発表タイトル : PRODEEM Rural Solar Project - Delivering a real CDM Project
- ・ BP、ブラジル政府、PWC、W B S C Dがひとつのプロジェクトチームとして活動。
- ・ 目的 : CDMのルール作成プロセスを促進し、ブラジル政府とともにキャパシティビルディングを進め、CDMの青写真を作ること。
- ・ ブラジル北部のエネルギー事情 : 水力がベース。41% (250万人)は電力のない暮らしをしている。
- ・ PRODEEM : 持続可能なエネルギーのための政府プログラムであり、地域コミュニティにおける教育を促進することを目的としている。(北ブラジルの11の週に1,800以上の学校を建設)
- ・ PRODEEMソーラーパッケージ : 6 x 120W太陽光モジュールを設置、これにより教室の電気やテレビ、コンピューター等を可能にし、教育を充実させる。また年間2000トンCO₂が削減(avoid)できる(ベースラインについての解説は無かった)。
- ・ プロジェクトとしての側面から見ると : 炭素クレジットからのファンドを太陽光バッテリーの設置に使用することにより、プロジェクトの自立性を促進。このように真のプロジェクトを実施し、プロジェクト全般の持続可能性を強化、小規模ソーラープロジェクトの方法やアプローチの規定を助けた点などが評価できる。
- ・ プロジェクト開始までは、アセスメント ベースライン(評価、計算、報告) CDMとしての認証、という3ステップ。
- ・ ベースラインの選択では、ブラジル政府がそのベースラインを認証できるか、他の参照ケースはどうか、小規模プロジェクトパネルによるルールはどうなっているか、などを考慮。

- ・ 今回のプロジェクトで学んだ点： 地域との接触の重要性　NGOの興味を以下に刺激するか　持続可能な成長をボトムアップの手法により助ける　地域関係者を統合し、関係を密にする　コストとリスクをシェアする　等
- ・ 技術移転や持続可能性、コストがかからない信頼性の高いモニタリングをどの程度達成できるかがプロジェクトにおいて重要。

【質 疑】

- ・ 持続可能性に関する分析をすべきか。　必ず必要であるが、排出削減とはある程度分けて考えるべき。
- ・ 高いクレジットになるはずだが、どのような視点でプロジェクトを選ぶのか。　再生可能エネルギーとしての側面など、プロジェクトには様々な面があり、要因はひとつではない。

主 題 : GHG Protocol - Confronting the Challenges of Project Accounting

主 催 : W B C S D、W R I

日 時 : 6月12日(水) 11:00~13:00

発表者 : Janet Ranganathan, WRI,

Tamsin Lishman, BP

Laurent Segalen, PwC

Martina Bosi, IEA

【発 表】 Janet Ranganathan, WRI

- ・ タイトル : Building a common standard through a collaborative network
- ・ GHG PROTOCOL INITIATIVE (Project Accounting and Reporting Module) の目的は、GHGのアカウンティングについて、国際的スタンダードを構築することである。構築に当たっては、多くの関係者と下記のようないくつかのタスクフォースを組んでいる。
 - プロジェクトタイプ (Typology) タスクフォース : GHG削減プロジェクトについて、タイプ分けのドラフトを作成。各プロジェクトカテゴリーについて、ベースラインや追加性、バウンダリーを策定。
 - ベースラインタスクフォース : 追加性についてのテスト、バウンダリーの設定およびベースラインの評価について検討
- ・ またGHGプロトコルは、より具体的な問題点を探るためにケーススタディー (リアリティテスト) も行っている。
- ・ 初版は2003年半ばに出る予定。
- ・ 次のステップは、いかに正確性・透明度を高め、コストがかからず簡便なガイドラインを構築していくか、という点である。
- ・ (このテーマで、2日間にわたり別会場にてワークショップを開催。)

【発 表】 Tamsin Lishman, BP

- ・ タイトル : The project developer perspective - challenges of project accounting
- ・ 他社と協力して削減プロジェクト (エネルギー効率化、再生可能エネルギー、燃料転換等) を実施するに当たっては共通のガイドラインが必要。そのカテゴリーは広大な範囲に及んでいる。
- ・ 現在は様々な排出削減・取引のスキーム、ガイドラインが並存しており、混乱している。透明性が高く簡便なガイドラインを用いることは、取引コストを下げることにもつながる。
- ・ 現在、共通スタンダードを作るため、350人以上の専門家・エキスパートが集まり開発を行っている。

【発 表】 Laurent Segalen, PwC

- ・ いくつかのタスクフォースのうち、Project Typology タスクフォースについて紹介。
- ・ 20人で5ヶ月をかけ、タイポロジーを構築。プロジェクトのカテゴリー・サブカテゴリーを定義することを目的に、5つの主要カテゴリーを作成した。手法としては、プロジェクトのリスト作成、プロジェクトドラフトの分析等を実施。

- ・ 5つのカテゴリーは以下の通り（カッコ内はサブカテゴリーの例、サブカテゴリーは計32）
 1. エネルギー・電力（エネルギー生成、供給、効率化、燃料転換）
 2. 運輸（燃料転換、効率化、形態変換）
 3. 産業（セメント、アルミ、鉄鋼、化学、紙パルプ）
 4. メタン排出： 農業プロジェクト 廃棄物処理 その他
 5. 炭素吸収： LULUCF 生物的
- ・ 以上5カテゴリーについて、それぞれ定義、ベースライン、追加性、信頼性等を検討中。

【発表】Martina Bosi, IEA

- ・ タイトル：Standardizing Approaches to baseline
- ・ ベースラインタスクフォースについての発表。様々な利害関係者を集めて検討を実施。共通の言語を作り、共通認識に役立てることをめざし、経験と研究を重ねている。
- ・ ベースラインは非常に tricky であり、いわば誰も知らないもの（the unknown）を評価する仕組みである。これを標準化する試みは、既に様々な組織（Probase など）で行われている。
- ・ 標準化が必要な理由は：環境十全性を確実にし、透明性を高め、取引コストを抑え、共通の取引スキームを使えるようにするためである。
- ・ また京都議定書批准国とそれ以外のスキームとの橋渡しにもなるものであると認識している。
- ・ 問題となる点は、共通認識に立てているか 様々な基準をどのようにバランスを取っていくか ダブルカウントの問題 信頼性と実用性のバランス
- ・ 今後もより多くの専門家・エキスパートの助けを借りて検討を深めていきたい。

【感想】

- ・ 興味深いテーマであったが、短時間に多くの報告があったため、得られる情報はやや概論的な印象を受けた。別の場所で並行して開催されていたワークショップでは、より詳しい具体的な報告が行われていたとのことである。（招待者のみのワークショップ）

主 題 : **Establishing National Authorities for the CDM**

主 催 : I I S D

日 時 : 6月12日(水) 13:00~15:00

発表者 : John Drehage, IISD

Kok Kee Chow, Malaysia (その他チリやブルキナファソからもコメント)

Sushma Gera, DFAIT (Center of Sustainable Development in the Americas)

Helena Olivas, CSDA (Canada's CDM & JI Office)

【趣 旨】 Helena Olivas, CSDA

- ・ 「Establishing National Authorities for the CDM: A Guide for Developing Countries」という本の発刊紹介。CDMのルールについて、理解しやすく使いやすい(ユーザーフレンドリーな)言葉で解説している。途上国におけるCDM専門家の育成に役立てることにより、途上国におけるCDMの実施を助け、キャパシティビルディングのツールとして利用してもらうことを目的としている。
- ・ 本ガイドは、CDM実施についてステップごとに詳しく解説したものであり、具体的事例やすぐに役立つフォーマット等も記載されている。
- ・ 発刊までの経緯 : 2000年初頭~先に出したJ I / A I Jに関するガイドの補完としてC S D Aが作成開始。2001年終わりにI I S Dがガイド発刊のパートナーとなり、2002年発刊。
- ・ 各界専門家に(reviewer / authorとして)参加してもらっている(Cutajar氏、チョウコッキ氏など)。
- ・ 現在次のステップとして、4つのキャパシティビルディングに関するワークショップを実施中である。
- ・ 今後は本ガイドをスペイン語・フランス語に翻訳し、さらに各国に利用してもらいたい。
- ・ (マレーシア、チリ、ブルキナファソから、今回の発刊に際しコメント。)

【感 想】

ガイドは初心者向けに非常にわかりやすく書かれており参考になる。サイト

http://www.cckn.net/pdf/cdm_national_authorities.pdf からダウンロード可能。

主 題 : CDM and JI Projects: Monitoring Guidance and Electricity Baseline Recommendations

主 催 : I E A、O E C D

日 時 : 6月12日(水) 18:00~20:00

発表者 : Martina Bosi, IEA

Jane Ellis, OECD

Felicity Thomas, IER

【趣 旨】

- ・ 最近の研究成果である「Practical Baseline Recommendations for GHG Mitigation Projects in the Electric Power Sector」および「Developing Guidance on Monitoring and Project Boundaries for Greenhouse Gas Project」についての報告およびコメント。(附属書 国 Expert Group のための OECD/IEA プロジェクト)
- ・ 研究の詳細内容については <http://www.oecd.org/env/cc/> 、
<http://www.iea.org/envissu/index.htm> にて参照可能。

【発 表】Martina Bosi, IEA

- ・ 「Practical Baseline Recommendations for GHG Mitigation Projects in the Electric Power Sector」
- ・ ほぼ全ての発電プロジェクトに適用可能な、CDMのベースラインガイダンス案を作成 (JI等のプロジェクトにも採用可能)。環境十全性の維持と、不確実性の低減によるコスト削減の両立を目指している。
- ・ 検討方法
 - 過去の文献・事例等の研究
 - 共通の基準を抽出
 - 発電プロジェクトの類型を作成
 - 排出におけるバウンダリー・範囲を決定
 - 何通りかのベースラインアプローチと標準化方法をレビュー
- ・ 策定基準 : 正確性、透明性、コスト効果性、実用性、一貫性、再現性、など
- ・ 発電事業におけるベースラインの標準化 (3通りに大別)
 - operating margin category : 既存の施設と将来の施設を単純比較
 - build margin category : その新たな発電施設がなかった場合、他の施設が建設されるものと仮定してベースラインを設定
 - 両者の組み合わせ (combined margin) : 「避けられたはずの排出」を算定するためには、この combined margin 法が望ましいと思われる。
- ・ また、プロジェクトカテゴリーを3つに分け、カテゴリーごとのアプローチ方法を分類している。(詳細は上記ホームページにて。)

【発 表】Jane Ellis, OECD

- ・ 「Developing Guidance on Monitoring and Project Boundaries for Greenhouse Gas Project」
- ・ モニタリングの必要性とその方法、およびプロジェクトバウンダリーについての研究報

告。事例研究から、モニタリングルール設定の際のポイントとなる疑問点を抽出。この各疑問点に答えることにより、モニタリングルールを導いている。

- ・ モニタリングルールの設定においてポイント（疑問点）となるのは、モニタリング法を選択可能とすべきか プロジェクト範囲の決定に（業者に対し）フレキシビリティを与えるべきか コストと正確性のトレードオフをどう扱うか モニタリングの負荷をどう軽減するか。（詳細は上記ホームページにて）
- ・ コストおよび負担の低減は特に小規模プロジェクトにおいて重要。最大排出減に注目する、デフォルト値を使用する、モニタリングや報告、検証回数を減らすなどの工夫が必要である。

【感想】

- ・ 概要のみの報告であったが、かなり詳細な検討がなされており、興味深い内容であった。（各報告書では具体的な内容紹介がなされている。）傍聴者も多く、関心の高さが伺われた。

主 題 : Standardizing Procedures for JI and CDM Baseline and Accounting

主 催 : J I N

日 時 : 6月12日(水) 18:00~20:00

発表者 : Catrinus Jepma, JIN (the Foundation Joint Implementation Network)

Kazuhito Yamada, JIN (パシフィックコンサルタンツ 山田氏)

【趣 旨】

- ・ 「 P R O B A S E 」 (Procedures for Accounting and Baselines for Projects under JI and CDM) プロジェクトの紹介。
- ・ 研究の詳細内容については <http://www.northsea.nl/jiq/probase> 、 <http://www.ap-net.org> にて参照可能。

【発 表】 Catrinus Jepma, JIN

- ・ 本プロジェクトの目的は、 J I / C D Mの実施手続きの作成 ベースライン標準化の可能性を探ること ベースラインに関する既存の知見の集約 電子上のG H G計算マニュアルを(事業者・バリデーターのために)デザインすること。
- ・ ベースラインの標準化にあたっては、既存のさまざまなプロジェクトにおける手続きマニュアル(E R U P T / C E R U P T、W B C S D等)との一貫性が必要。また、各国で異なっているパラメーターの標準化や、ベンチマークの検討も同時に進めている。
- ・ 標準ベースラインの設定においては、方法論的データ(どのような手法によるか) 各国の状況(ポリシー、経済等) およびその部門に特有のデータ等を集め、さらに詳細な分析が必要である。
- ・ ある特定のプロジェクトの不確実性を評価することにより、ベースラインタイプの完全性を探ることが可能。すなわち不確実性の範囲を評価するため、あるプロジェクトに何通りかのベースラインを適用、このベースラインのセットを P R O B A S E のモデルによるベンチマークと比較する。
- ・ 作業としては、文献や事例の蓄積/集約 方法、必要なデータ、不確実性の評価法の標準化 テスト となる。

【発 表】 Kazuhito Yamada, JIN

- ・ C D M / J I形画策定における手続きに関する中間報告を紹介(日本の環境省による研究、1998~2000年)。プロジェクトの計画策定方法について、段階をおって具体的に解説。
- ・ ステップとしては、プロジェクト計画のアウトラインの策定 プロジェクトの影響評価 G H G排出削減・吸収量の評価 評価結果の文書化 モニタリング計画の策定 となる。
- ・ これら各ステップについて、具体的にどのような手法で実施するかを提案。例えば プロジェクトの影響評価 の段階においては、直接/間接影響の評価が必要であるが、フローチャートにそってカテゴリー分類し、どのような点を考慮すべきかが流れに沿って評価できるようなツールが提案されている。

【質 問】

- ・ 最終報告はいつ出るのか (A . 環境省 : 数年後を目途としている)
- ・ この手法を実際に適用したことはあるのか (A . 環境省ではCDM・J Iのフィージビリティスタディをしているので、使ってみることは可能)
- ・ 森林関連のプロジェクトでは、このようなモデルは作成しているのか (A . 現在はエネルギー関連プロジェクトのみ)

【感 想】

- ・ 非常に具体的な報告であり、ツールとしてすぐに適用できるレベルにまで落とし込まれているという点で、ベースライン研究に関する他の報告よりも一歩踏み込んだ内容となっていた。資料も具体的かつ豊富であり (報告書およびCD - ROM) 聴衆の関心も高かった。

5 サイドイベント報告 Part-2

気候変動への寄与評価について(サイドイベント 2002年6月12日)

地球環境対策部
蛭田 伊吹

Dennis Tirpak (UNFCCC 事務局)

イベントの目的

- ・ GHG 起源の気候変動への寄与度の評価の進捗状況を参加者に伝える。
- ・ 各国が寄与度評価を行っている研究所と関わることによって情報交換をもっと行いたい。
- ・ 9月にはワークショップ(目的:比較可能な研究結果を評価、特に途上国からの参加者を増やす、寄与度についての科学的な理解を構築する、次にやるべきことを決める。)を開催したい。

イースト・アングリア大学(UK)のサラ・レイパー教授にウェブサイト、質問窓口、結果の編集を担当してもらっている。

Sarah Raper (University of East Anglia)

情報交換プロセスへの課題

- ・ 寄与度を計算することが可能なのか?
- ・ 計算方法によって結果が影響されるのか?(インディケイターやタイムフレームの違いによる影響は何か、どう事実を扱うのか、どの誘因物(forcing agents)を考慮すべきなのか)
- ・ 計算する際考慮すべき重大な科学的事項とは?(使用するパラメーター(過去の排出データなど)にどのくらい結果が左右されるのか、GHGの過去の排出データはどれが良いのか、モデルを現実とどう確証するのか、計算する際の不確実性とは何か。)

これからのスケジュール

- ・ フェーズ1(6月1日まで)
各参加グループが簡単なモデルを使ってもっと複雑なモデルの結果(地球平均)を証明する。
- ・ フェーズ2(8月1日まで)
 - 1) 合意されたパラメーターを利用してGHG濃度と温度の変化を算出
 - 2) 1)の結果を4つの地域グループに分ける(OECD、ラテンアメリカ、アジア、東ヨーロッパとロシアと今は分けているが別にこの4地域に分ける必要はない)
 - 3) 簡易モデルがパラメーターにどのくらい敏感なのかを分析

Gylvan Meira Filho (Brazil)

モデリングがどのくらい役に立つのかを紹介

1)メタン、NO_x、CO₂(海洋)の反応速度(impulse または response)とそのくらい影響が続くのかを図を利用して説明

- メタン: はNO_xよりも反応が大きく早い、すぐに影響は消える。

- NOx : 反応は小さいが影響は長く続く。
- CO₂ : 反応も大きいが影響は何千年も続く。

2) CO₂ 吸収(シンク)は産業革命時に比べ更に飽和してきており、その時よりも吸収しなくなっている。

モデリングの目的

GHG を評価することによって、どの方法で気候変動に対する寄与度を決定すればよいのかを見つけ出す。(歴史的責任(歴史的累積排出量など)を決定するためではない。)

質疑応答

- 1) 海洋に CO₂ はどのくらい吸収されるのか?
モデルによって違う答えが出てくる。(手元にデータがないので分からないとのこと)
- 2) Filho の図でタイムフレームが 1000 年になっていたが意味はあるのか?
特に 1000 年である必要はないが、どのくらい効果が続くのかを見せたかった。
- 3) 次のステップとは? また結果を得た後の政策との関わりとは?
SBSTA17 で報告ということになっているが、実際には分からない。IPCC TAR でもその利用方法でもめている。これもそうなるか分からないが、結果をジャーナルなどに出してみよう様子を見るしかない。

参考:

<http://unfccc.int/issues/cc.html>

6 サイドイベント報告 Part-3

地球環境対策部
高橋 浩之

主 題：Corporate Strategies and the Role of Mechanisms

主 催：IETA

日 時：6月12日(水) 18:00～20:00

モデレーター： Andrei Marcu, IETA
Kjell Oren, WBCSD

発表者：Mark Arkhurst, BP
Tom Jacob, Dupont

傍聴者：高橋

【趣 旨】

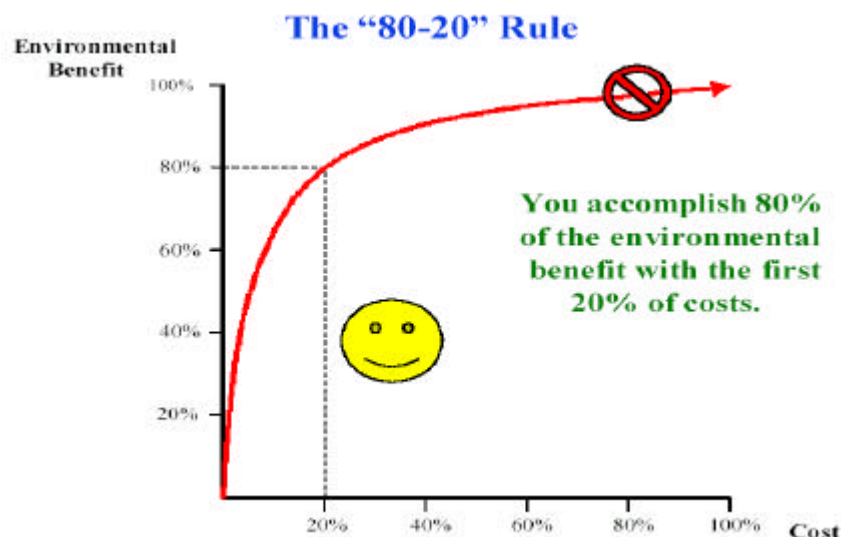
- ・ 地球温暖化問題を含む環境問題は、企業とくに多国籍企業にとって重要な経営課題になっているが、国際・国内制度上の不確実性がまだ大きく企業戦略にどのように取組かが難しい問題になっている。地球温暖化問題が顕在化する初期の段階から、この問題を認識し企業レベルでの対応を開始したデュポン・BP 両社の先進的な取組のプロセスを紹介し、企業が温暖化問題にどのように対応すべきかの指針を示すのが目的。

【発 表】Tom Jacob 氏 (Dupont 社)

- ・ 地球規模の企業 (70 カ国に 70,000 人の従業員) として温暖化問題を認識
 - 90 年代はじめに “ 環境問題のゴール ” を設定
 - 企業環境問題計画の策定
 - 1993 年から環境レポートの作成
- ・ “ The Goal of Zero ” の策定
 - 環境・健康に関する事故を “ 0 ” に
 - 経験の蓄積により従業員の環境問題に対する意識の向上を図ることで、ビジネスの機会を増やす
- ・ 環境戦略の評価 (1991 年)
 - 効率は向上しているが、CO2 の排出は増加傾向
 - GHG 排出量削減のコミットメント (費用対効果の高いガスからの取組)
 - ◇ 最初は N2O50%排出削減、 エネルギー効率化 (36%のエネルギー原単位向上)
 - ◇ HFC における取組
 - ◇ 最初の 20%のコストで 80%の削減を達成できる (図 1)
- ・ 世界的に見た排出削減の取組
 - ある国では余剰が発生 (削減可能)、他では増加傾向
 - 英国以外では、不確実性がまだ高い状態
 - クレジットが獲得できるか、あるいは使用できるかという懸念
- ・ 企業内の環境戦略の決定機関
 - Board Environment Committee
 - Corporate Climate Change Steering Group
 - Emissions Trading Oversight Committee
- ・ 1990 年から 1999 年の企業戦略を再評価 (99 年) し、2010 年に向けてのあらたな目標の設定

- 1990年比でGHG(京都ガス)排出65%削減
- エネルギー効率を1990年状態で維持
- エネルギーの10%を再生可能エネルギーから賄う

図1: GHG削減における削減費用曲線(発表資料より)



【質問】

- ・ 義務がないのになぜこのような取組をするのか
 - 世界的で長期的な問題である
 - ビジネスをするものの責任
 - 途上国はいずれ削減する必要に迫られるので、ビジネスチャンスになる
- ・ 今後の問題点
 - 国際的な枠組の不確実性
 - ベースラインを予見できるように政府・州(米国?)などと協議している

【発表】Mark Arkhurst氏(BP社)

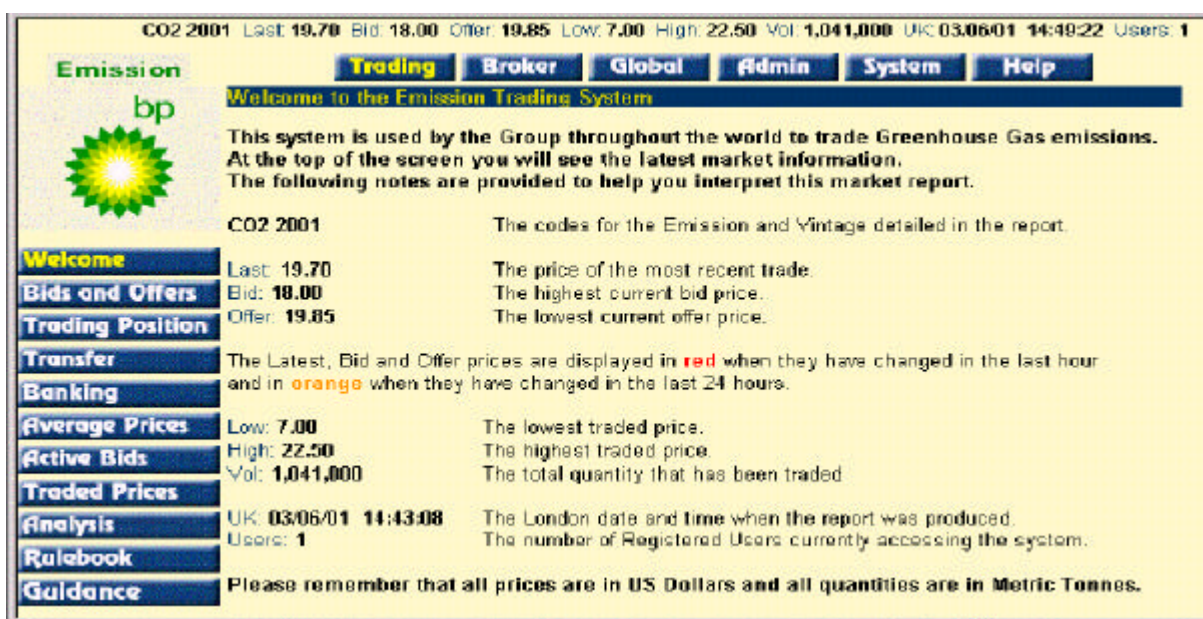
- ・ 企業としての環境問題に対する目標の設定(1996年)
 - 事故を起こさない 公害を発生させない 環境にダメージを与えない
 - 2001年にGHG排出を10%削減(1998年)
- ・ どのように排出削減目標を達成するか
 - 排出量の測定・報告 グリーンオペレーション(エネルギー効率化、経験の共有) 排出権取引(費用対効果の高い手法)
- ・ 排出権取引
 - 排出権取引の3つのオプション エネルギー効率化による排出削減 削減プロジェクトへの資金提供 排出権の購入
 - 先物取引なし(現物のみ) ボローイングなし、制限したバンキング
 - 企業内排出権取引のためのホームページの作成(図2)
 - 平均価格は17.6US\$/t-CO₂。2001年は10US\$/t-CO₂から100US\$/t-CO₂で価格が推移。
 - 早期削減へのインセンティブのため Pay Back システムがある。

- 排出権取引で学習したことは、測定・報告手法が向上した ベースライン設定が難しい 柔軟な割当方法の設定(特に新規事業社むけ)
- 英国排出権取引への支援(Emissions Trading Group: ETG の一員として)
- ・ 将来の企業戦略
 - エネルギー消費原単位の向上
 - 低炭素排出エネルギーへの転換
 - ◇ 太陽光エネルギーや水素エネルギー技術への目標設定と積極的な投資

【質問】

- ・ 企業内での Annex1 国と非 Annex1 国の排出量などデータを区別しているのか
 - 特にそのようにはしていないと思う
- ・ 太陽光ビジネスの具体的な目標は
 - 現在設定中の段階
- ・ 価格の変動が大きい様に思われるが
 - 目標設定が 2001 年は厳しかったためと思われる

図 2 BP 排出権取引用ホームページ



【印象】

- ・ 同時刻に進行中であった他のイベント(IEA と OECD 主催のベースラインについての SE) 影響もあり、傍聴者が 5 名ほどと会場はかなりさびしい雰囲気であった。
- ・ とともに世界的に事業を展開する多国籍企業の視点から、温暖化問題の重要性の認識、企業戦略への反映、そして実行に至るまでのプロセスが分かりやすく説明された発表資料。

【資料】

IETA ホームページ <http://ieta.org/>

Dupont 社発表資料

http://ieta.org/About_IETA/IETA_Activities/SBSTA16/Dupont.pdf

BP 社発表資料

http://ieta.org/About_IETA/IETA_Activities/SBSTA16/BP_Presentation_Bonn_SBSTA_Side_Event2.pdf

主 題 : Climate change activities in the United States of America (Congress, companies and states)

主 催 : Pew center on global Climate Change

日 時 : 6月11日(水) 13:00~15:00

発表者 : **Matthew H. Brown**, Energy Program Director at the National Conference of State legislatures
Elliot Diringer, Director of International Strategies at the Pew Center on Global Climate Change
Lisa Jacobson, Sustainable Strategies
Manik Roy, Director of Congressional Affairs at the Pew Center on Global Climate Change

傍聴者 : 高橋

【趣 旨】

- ・ ブッシュ政権が京都議定書からの離脱、そして独自の温暖化対策路線を公表しているものの、世界全体での実行ある温暖化対策を求める環境派、そして経済効率性や市場の潜在的なポテンシャルを期待する GHG 市場関係者からも米国内の温暖化対策の動向は注目を集めている。その米国内の温暖化対策を、議会・企業そして州の各方面の活動を俯瞰することで明らかにすることが本イベントの目的。

【発 表】 Elliot Diringer 氏 (全般)

- ・ ブッシュ政権後の温暖化対策に目を向けることの重要性を指摘。同氏は、ブッシュ政権の温暖化政策は本質的に現在の排出健康を維持する“BAU”ベースに過ぎないと糾弾。ブッシュの打ち出した気候変動に関する科学技術への投資や、既存の炭素削減登録簿の改善は自主的な削減を促進するものであるが、米国の GHG 削減に向けての最初のステップに過ぎないことを指摘。

【発 表】 Brown 氏 (行政サイド)

- ・ ニュージャージー州の自主的な GHG 排出削減プログラム (2005 年までに 1990 年比で 3.5%削減) ニューハンプシャー州・マサチューセッツ州の発電所からの 4 つの汚染物質排出に対する上限の設定、オレゴン州の新規天然ガス発電所に対する国内最先端に比較して 17%以上の効率化を求める、カリフォルニア州による旅客車両の二酸化炭素排出削減に対する暫定法、いくつかの州での RPS (10 州で義務化) や省エネルギーに対するインセンティブプログラム (ファンドや優遇税制) を紹介。
- ・ 連邦政府よりも州政府のほうが、早期で具体的な対策を実施。

【発 表】 Manik Roy 氏 (議会サイド)

- ・ ブッシュ政権が京都議定書からの離脱、そして発電所からの二酸化炭素の排出制限をしないことを表明してから気候変動は議会でも大きな争点になってきている。それは、気候変動に関する 50 を超える法案が議会に提出されていることや、炭素貯留研究促進に関する法律の制定のような動きに如実に現れている。大気中の GHG 濃度安定化を目的とした国内の気候変動戦略および当面の緩和策について研究機関である「国内気候変動政策オフィス (National Climate Change Policy Office)」を設立する条項を含んだエネルギー政策法 (Energy Policy Act) が上院を通過したことについて説明した。

【発表】 Lisa Jacobson 氏 (企業サイド)

- ・ ブッシュ政権のかかわらず、多くの企業が自主的な GHG 削減や排出マネジメント戦略を実施している。米国の京都からの離脱は、米国企業が削減目標を遵守する必要がない状態のままで、温暖化に寄与する製品やサービスを提供することができることを意味するが、将来米国が批准したときの各企業の排出削減コストは高いものになってしまう。Jacobson 氏は、現時点の自主的なプログラムでは不十分であり、またブッシュ政権の政策は米国企業が市場メカニズムへの参加の妨げになっていることを強調した。
- ・ 米国企業の GHG 排出削減は、将来のリスク軽減のためのポートフォリオの見直しが最大の動機である。方法としては、需要サイド・供給サイドの管理、廃棄物の管理、運輸部門の管理、土地の管理 (吸収源としての)、排出量の管理 (GHG プロトコル)、自主的な排出削減目標の設定など多岐にわたっている。具体的には、Johnson & Johnson、Dupont、Entag、United Technology などの世界的な大企業が自主目標を設定して排出削減に取り組んでいる。
- ・ 企業サイドの行政機関への要求としては、規則の明確化 ベースラインプロテクション 市場ベースの遵守ツール (国際的な取引制度)

【感想】

- ・ 前述したように米国は京都からの離脱を明らかにしているが、会場で 3 番目に広い会議室がほぼ埋まり質疑応答の活発に行われる様子を見る限りでは、気候変動関係者の米国に対するの関心の高さが改めてうかがえた。
- ・ 米国全体としては議定書から離脱したものの、州レベル、あるいは企業レベルにおける温暖化対策は、排出削減規制や省エネルギー、再生可能エネルギー促進の経済的なインセンティブなどが活発に実施されている。しかし、大気中の汚染物質が州境を越えて拡散する問題や製品へのインセンティブや課税などの州間の調整など国家レベルで対応が必要な問題もあることも指摘されていた。

【資料】

配布資料

Activities in the United States, June 2002, Pew center on Climate Change

http://www.pewclimate.org/projects/us_activities2.cfm

PEW Center ホームページ

<http://www.pewclimate.org>

以上